

XI. 資格について

卒業と同時に取得できる資格から試験が免除される資格まで、さまざまな資格があります。

資格名	国家資格	資格内容	対象学科		
			機械	電気	応化
所定の単位取得により卒業と同時に取得できる資格					
中学校教諭 一種免許状（理科）		中学校で理科教師として働くために必要な資格です。（詳細はP.82）			●
高等学校教諭 一種免許状（理科）		高等学校で理科の教師として働くために必要な資格です。（詳細はP.82）			●
高等学校教諭 一種免許状（工業）		高等学校で工業科の教師として働くために必要な資格です。（詳細はP.82）	●	●	
技術士補	○	「技術士」は、科学技術のコンサルタントを行うエンジニアの最高資格です。JABEEコースを修了すると、技術士資格第一次試験が免除されるとともに、修習技術者の資格が付与されます。また、日本技術士会に登録するだけで「技術士補」の資格が付与されます。（詳細はP.63）	●	●	●
修習技術者			●	●	●
技術士 ※卒業後の実務経験、 2次試験の合格が必要	○		●	●	●
第一級 陸上特殊無線技士	○	船舶と基地局との連絡に必要な無線機とレーダーの操作などに必要なのが「海上特殊無線技士」、多重無線設備を使用した固定局などの無線設備（NTT、JR、NHK等放送会社、防衛省等）の操作に必要なのが「陸上特殊無線技士」です。所定の単位を取得することにより、卒業と同時に二つの資格が無試験で取得できます。		●	
第三級 海上特殊無線技士	○			●	
毒物劇物取扱責任者	○	毒性の強い化学物質を実際に取り扱う上での安全確保について、保健衛生上の危害の防止にあたる責任を持つ技術者です。化学工業、塗料・染料・農薬などの製造・輸入・販売、薬局などの業種にとっては必要不可欠な資格です。			●
所定の単位取得により実務経験を経て無試験で取得					
第一種電気主任技術者	○	「電気主任技術者」資格は、電気設備の保安監督者として働くことができる業務独占資格であり、電気設備を設けている事業主はこの資格を持った人を雇うことが法令で定められています。なかでも第一種電気主任技術者は、すべての事業用電気工作物の工事・維持及び運用を行うことができる資格です。取得には所定の単位を取得し、卒業後5年以上、一定の実務経験を要します。		●	
第二種電気主任技術者	○	電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物の工事・維持及び運用を行うことができます。所定の単位を取得し、3年以上一定の実務経験を積むことで取得できます。		●	
第三種電気主任技術者	○	電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物（出力5000キロワット以上の発電所を除く）の工事・維持及び運用を行うことができます。所定の単位を取得し、1年以上一定の実務経験を積むことで取得できます。		●	

JABEE

教職課程

資格

学修支援

学生連絡

各種手続

各種窓口

所定の単位取得により資格試験の一部が免除				
第一級陸上無線技術士	○	テレビ放送の電波や、電気通信事業者などの中継回路の電波を出す技術者に必要とされる資格です。さらに、3年以上無線通信に係る仕事で経験を積み、中学校教諭の二種免許状および高校教諭の一種免許状も取得できます。	●	
所定の単位取得により受験資格を得る				
危険物取扱者（甲種）	○	化学工場、ガソリンスタンド、タンクローリー、又は屋外に設置されているタンクなど一定数量以上の危険物の製造・取扱いがある危険物施設（製造所、貯蔵庫又取扱所）において、危険物の取扱い・立会いを行うことができる危険物の専門家です。		●
学科の学びと関連する資格				
計算力学技術者（CAE技術者）		ものづくりにおいて必須技術である計算力学・CAE(Computer-Aided Engineering)を使うときに、信頼性の高い解析結果を得るための一定レベルの知識・技能を持っていることを認定する資格です。認定分野は固体力学、熱流体力学、振動の3分野に分かれています。	●	
機械設計技術者		機械設計技術者の能力を正しく評価し、さらに能力の向上を図るために、経済産業省の指導で、(社)日本機械設計工業が試験を実施しています。問われる能力や受験資格によって1級から3級までの資格が用意されています。	●	
CAD利用技術者		CADシステムを利用して設計・製図などの業務を行う人のスキルを明確化し、レベルごとにその水準に達しているかどうかの評価を行う試験です。受験にCADの実務経験は必要ないので、在学中に取得することも可能です。	●	
電気通信主任技術者	○	電気通信設備の工事、維持及び運用の監督を行う責任者です。事業用電気通信設備を持つ電気通信事業者は一定の地域ごとに電気通信主任技術者を選任しなければなりません。		●
エネルギー管理士	○	エネルギー使用の際の合理化や省エネルギー化を推進することを業務とする資格です。規定量以上のエネルギーを使用する第一種エネルギー指定管理工場では、この資格保有者を置くことが義務付けられています。	●	●
基本情報技術者	○	プログラマーやシステムエンジニアなど、IT業界に関わる技術者の基本的な知識や能力を証明する国家資格です。		●
ITパスポート	○	情報技術業務を担う、担当業務に対して情報技術を活用する職業人が、情報技術に関する共通的な基礎知識を修得したことを証明する国家資格です。		●
環境計量士	○	計量法に基づく専門の知識・技術を有する者に対して一定の資格を国が認め、一定分野の職務を分担させることにより、計量器の自主的管理を推進し、適正な計量の実施を確保することを目的とした資格です。		●
公害防止管理者	○	法律で、公害防止組織の設置が義務付けられている特定工場において、施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担います。		●

計算力学技術者（CAE技術者）

機械工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：民間資格

問い合わせ先：一般社団法人日本機械学会 (<https://www.jsme.or.jp/>)

CAE（Computer-Aided Engineering）とも呼ばれる計算力学は現代のものづくりにおいて必須技術です。近年では簡便に様々な汎用ソフトウェアが利用できるようになった反面、解析した結果が信頼できるかを判断することが重要です。まったく見当違いの結果を得る危険性を避けて信頼できる解析結果を得るためには、専門的な高い技術レベルが求められます。この資格を認定された技術者は、信頼性の高い解析結果を得るために一定レベルの知識・技能を持っていることを認められます。認定レベルは初級、2級、1級、上級アナリストがあります。認定分野は固体力学、熱流体力学、振動の3分野に分かれており、医学関係を含むほとんどあらゆる理工学分野をカバーしていてたくさんの活躍の場があります。

機械設計技術者

機械工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：民間資格

問合せ先：社団法人日本機械設計工業会 (<http://www.kogyokai.com/index.html>)

機械設計技術者の能力を正しく評価し、さらに能力の向上を図るために、経済産業省の指導のもと、(社)日本機械設計工業会が試験を実施し、認定しています。機械や装置の詳細設計の補佐、関連する製図等の業務を行える能力を測る3級、機械や装置の機能・構造・機構等の具体化を図る計画設計業務を行える能力を測る2級、機械や装置の基本仕様決定に必要な計算、構想図の作成等の基本設計業務を行える能力を測る1級があります。特に3級は機械工学科で学べる内容と直結しており、かつ、在学中にも受験が可能です。将来機械系エンジニアを目指すにあたって是非取っておきたい資格の一つです。

【試験内容】

●3級（受験資格条件無し・在学中に受験可能）

〔機械工学基礎〕

機構学・機械要素設計、機械力学、制御工学、工業材料、材料力学、流体・熱工学、工作法、機械製図

CAD利用技術者

機械工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：民間資格

問合せ先：一般財団法人コンピュータ教育振興協会（<http://www.acsp.jp/cad/>）

CADシステムを利用して設計・製図などの業務を行う人のスキルを明確化し、レベルごとにその水準に達しているかどうかの評価を行う試験です。技術系認定試験の中では認知度も高く、CAD関連の資格の中では大変ポピュラーな資格。CADの実務経験は必要ないので、CADを使う建築業界、機械業界で働きたい人は、早い時期にぜひ取っておきたい資格です。

エネルギー管理士

機械工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（経済産業省）

問合せ先：一般財団法人省エネルギーセンター（<https://www.eccj.or.jp/mgr1/>）

エネルギー管理士は経済産業省認定の国家資格であり、エネルギー使用の際の合理化や省エネルギー化を推進することを業務としています。「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(通称「省エネ法」)において、規定量以上のエネルギーを使用する工場は、エネルギー管理指定工場に指定されます。このうち製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の5業種は、エネルギーの使用量に応じてエネルギー管理士の免状の交付を受けている人のうちから1人ないし4人のエネルギー管理者を選任することが義務付けられています。熱分野専門区分では、必須基礎区分に加えて機械工学科で学ぶ内容である以下の3課目が課されます。

- 熱と流体の流れの基礎（熱力学の基礎、流体工学の基礎、伝熱工学の基礎）
- 燃料と燃焼（燃料及び燃焼管理、燃焼計算）
- 熱利用設備及びその管理（計測及び制御、熱利用設備）

エネルギー管理士試験に合格した後、エネルギー管理士免状の交付を経済産業大臣に申請する際には、エネルギーの使用の合理化に関する実務に1年以上従事したことを証する「エネルギー使用合理化実務従事証明書」の提出が必要です。実務に従事した時期は、合格の前後を問われません。

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能

本学での取得：所定の単位取得により卒業と同時に取得できる資格

(申請方法は、総務省HPを確認してください)

資格種別：国家資格（総務省）

問合せ先：一般財団法人情報通信振興会 (<https://www.dsk.or.jp/>)

総務省 (<https://www.soumu.go.jp/>)

電波法（昭和25年法律第131号）および無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）による無線従事者資格（「第一級陸上特殊無線技士」「第三級海上特殊無線技士」）の取得試験免除についての認定校で、**本学工学部電気工学科を卒業し、かつ、在学中に下記の授業科目の単位を修得しておけば、申請により「第一級陸上特殊無線技士」「第三級海上特殊無線技士」の免許を無試験で取得することができる。**

1. 「第一級陸上特殊無線技士」の資格で操作することのできる主な無線設備

- ・多重無線設備を使用した固定局等の無線設備。（NTT、KDD、JR、NHK等放送会社、電力会社、防衛省等）
- ・陸上を移動する形態の無線局、VSAT(ハブ)局の無線設備。
- ・タクシー無線、トラック無線の基地局等の無線設備。

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために修得する授業科目		
項目	授業科目名	主な科目内容
無線機器学・その他無線機器に関する科目	電気通信工学	無線電話装置、多重無線装置、レーダー、衛星通信装置の理論、構造、機能、保守及び運用
	電気工学特別講義	
電磁波工学・その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	高周波回路	空中線系の理論、構造、機能、保守及び運用並びに電波伝搬の理論
	電気通信工学	
	電磁気学Ⅱ	
電子計測・その他無線測定に関する科目	電気電子計測	周波数計、高周波電力計、標準信号発生器、電圧電流計、テスターなど、測定機器の理論、構造、機能、保守及び運用
	電気工学実験Ⅰ	
	電気工学実験Ⅱ	
電波法規・その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

2. 「第三級海上特殊無線技士」の資格で操作することのできる主な無線設備

- ・沿岸海域で操業する小型漁船やプレジャーボート（モーターボート・ヨット等のレジャー用の船舶）の船舶局の無線電話等の無線設備。

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために修得する授業科目		
項 目	授業科目名	主な科目内容
無線機器学・その他無線機器に関する科目	電気通信工学	無線電話装置、多重無線装置、レーダー、衛星通信装置の理論、構造、機能、保守及び運用
	電気工学特別講義	
電磁波工学・その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	高周波回路	空中線系の理論、構造、機能、保守及び運用並びに電波伝搬の理論
	電気通信工学	
	電磁気学Ⅱ	
電波法規・その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

第一級陸上無線技術士

電気工学科

本学での取得：所定の単位取得により資格試験の一部が免除

資格種別：国家資格（総務省）

試験に関する問合せ先：財団法人日本無線協会（<http://www.nichimu.or.jp/>）

資格や技術操作の範囲に関する問合せ先：総務省中国総合通信局（TEL.082-222-3353）

※工学部電気工学科を卒業し、無線通信に関する所定の科目を修得した者には、国家資格「第一級陸上無線技術士」の国家試験受験の際、試験科目の一部（無線工学の基礎）が免除されます。免除期間は、学部卒業後3年間となっています。

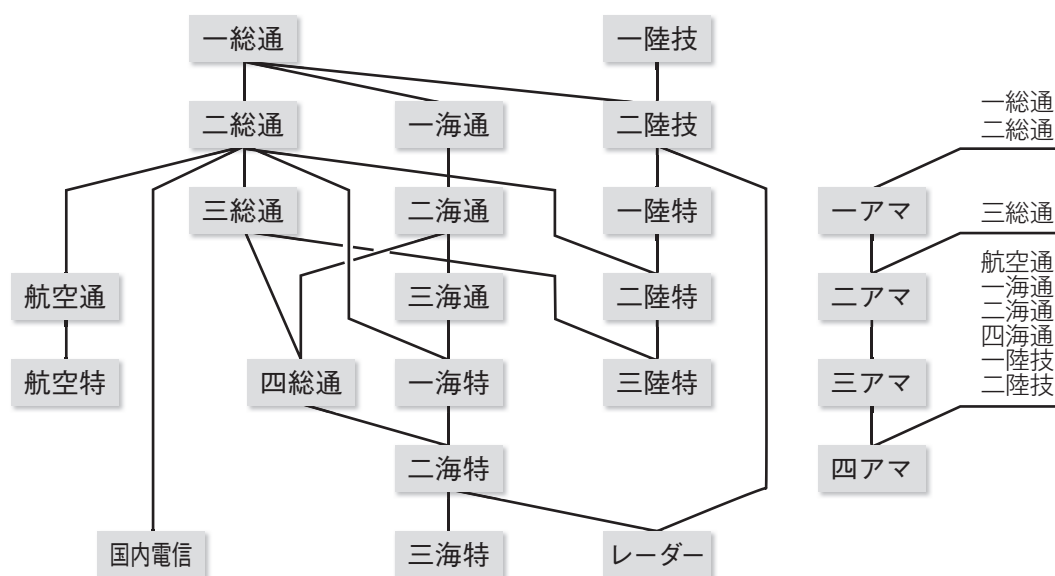
1. 第一級陸上無線技術士について

陸上無線技術士とは総務省が管轄する無線資格の一つであり、放送電波関連業務や電気通信などの中継回線電波事業に必要な独占資格のため、放送局や電気通信会社などの業界でも活躍が期待できる国家資格です。非常にレベルの高い無線通信技術の資格と言え、さらに操作可能な機器範囲も広いため、上記に加え、航空局や海上保安庁、気象庁、警視庁などへの就職にも非常に有利な国家資格とされています。資格名称の頭に「陸上」とついているものの、その操作範囲としては「陸上無線」に限定されていないため、数多い無線関連資格の中でもオールマイティな資格であり、特に第一級陸上無線技術士（一陸技）はその最高峰に位置づけられるものと言えます。

2. 第一級陸上無線技術士国家試験の一部科目免除となるために修得する授業科目

本学科における履修科目						備考
基礎専門教育科目	時間	科目	時間	単位	区分	
数学	210	線形代数Ⅰ	30	2	必修	
		線形代数Ⅱ	30	2	必修	
		微分積分学及び演習	45	3	必修	
		工学数学及び演習	45	3	必修	
		電気数学	30	2	必修	
		確率・統計	30	2	必修	
		計6科目	210	14		
物理	105	一般力学及び演習	45	3	必修	
		物理学実験	60	2	必修	
		計2科目	105	5		
電気磁気学	120	電磁気学Ⅰ	30	2	必修	
		電磁気学Ⅱ	30	2	選択	
		物理学及び演習	45	3	必修	
		電気工学実験Ⅱ	180	4	必修	
		計4科目	285	11		
半導体及び電子管並びに電子回路の基礎	90	電子回路Ⅰ	30	2	必修	全ての科目を履修すること。
		電子回路Ⅱ	30	2	選択	
		デジタル回路	30	2	必修	
		計3科目	90	6		
電気回路	120	電気回路Ⅰ	30	2	必修	全ての科目を履修すること。
		電気回路Ⅱ	30	2	選択	
		電気回路Ⅲ	30	2	選択	
		電気電子回路演習	30	2	選択	
		計4科目	120	8		
電気磁気測定	180	電気工学実験Ⅰ	180	4	必修	全ての科目を履修すること。
		電気電子計測	30	2	選択	
		高周波回路	30	2	選択	
		計3科目	240	8		
合計	825	合計26科目	1,170	60		

3. 各資格の操作の相互関係



電気主任技術者

電気工学科

本学での取得：所定の単位取得により実務経験を経て無試験で取得

資格種別：国家資格（総務省）

問合せ先：一般財団法人電気技術者試験センター (<https://www.shiken.or.jp/>)

1. 電気主任技術者について

電気主任技術者とは、電気設備・電気工作物における維持・管理・運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法上置かなければならない電気保安のための責任者です。第1種、第2種、第3種に分かれており、下記のとおり扱える設備が異なります。

第1種：すべての事業用電気工作物の工事・維持及び運用。

第2種：電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物の工事・維持及び運用。

第3種：電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物（出力5000キロワット以上の発電所を除く）の工事・維持及び運用。

2. 免許取得について

本学の工学部電気工学科に在学中に、次頁の（A表）に示されている各区分の必要単位数以上を修得し、卒業後に定められている（B表）の実務経験を経れば種類に応じて電気主任技術者免状を取得できます。

(A表) 科目別必要取得単位数

免状交付申請に必要な取得単位			電気工学科における対応科目と取得単位			
科目区分	授業科目	単位	授業科目	区分	単位	備考
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	◎電磁気学	17	電磁気学Ⅰ	必須	2	区分「選択」の科目の中から6単位以上取得すること
	◎電気回路		電磁気学Ⅱ	必須	2	
	◎電気計測又は電子計測		電気回路Ⅰ	必須	2	
			電気回路Ⅱ	必須	2	
	○電子回路		電気回路Ⅲ	必須	2	
			電気回路Ⅳ	選択	2	
	○電子デバイス工学		電気電子計測	必須	2	
	○システム基礎論		電子回路Ⅰ	選択	2	
○電気電子物性	電子回路Ⅱ	選択	2			
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	◎発電工学又は発電用原動機に関するもの	8	発電工学	必須	2	区分「選択」の科目の中から2単位以上取得すること
	◎変電工学		送配電工学	必須	2	
	◎送配電工学		施設管理電気法規	必須	2	
	◎電気法規		－			
	◎電気施設管理		－			
	○高電圧工学		電力システム工学	選択	2	
	○エネルギー変換工学		－			
	○電力システム工学		電気電子材料	選択	2	
	○放電工学		応用倫理学	選択	2	
	○電気材料		－			
○技術者倫理	－					
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	◎電気機器学	10	電気機器学	必須	2	区分「選択」の科目の中から4単位以上取得すること
	◎パワーエレクトロニクス		パワーエレクトロニクス	必須	2	
	◎自動制御又は制御工学		自動制御	必須	2	
			制御工学Ⅰ	必須	2	
	○電気応用		制御工学Ⅱ	必須	2	
			－	－		
	○メカトロニクス		－			
	○電気光変換		－			
	○情報伝送及び処理		電気通信工学	選択	2	
○電子計算機	コンピュータ概論	選択	2			
○省エネルギー	コンピュータシステム	選択	2			
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	◎電気基礎実験	6	電気工学実験Ⅰ	必須	4	
	◎電気応用実験		電気工学実験Ⅱ	必須	4	
	○電気実習		－			
	○電子実験		－			
	○電子実習		－			
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	○電気機器設計	2	電気機械設計	必須	2	
	○電気製図		－			
	○自動設計製図(CAD)		－			
	○電子回路設計		－			
	○電子製図		－			
合 計	科目合計	43	必須科目数	合計	38	
	その他の科目	合計	6	選択科目数	合計	12
	必要取得単位数	合計	49	必要取得単位数	合計	50

(備考) 1. 免状交付申請に必要な取得単位の◎科目は必修科目、○科目は選択科目を表す。

(B表) 実務経験

免状の種類	実 務 経 験	
	実 務 の 内 容	経 験 年 数
第1種電気主任技術者	電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	卒業後5年以上
第2種電気主任技術者	電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	卒業後3年以上
第3種電気主任技術者	電圧500ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	卒業後1年以上

注意1) 電気主任技術者用の単位修得証明書は山口東京理科大学事務局で発行する。

2) 通常の単位修得証明書と様式が異なるので、申し込みの際、必ず「電気主任技術者用単位修得証明書」と申し出る。

C
P

D
P

授
業

電気通信主任技術者

電気工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（総務省）

問合せ先：一般財団法人日本データ通信協会（<https://www.dekyo.or.jp/>）

履
修

電気通信事業者は、その事業用電気通信設備を、総務省令で定める技術基準に適合するよう、自主的に維持するために、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらなければなりません。電気通信主任技術者の選任は、原則として、事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごととなります。

ただし、多数の事業場が地理的にも組織的にも近接している場合は、電気通信主任技術者が一定の範囲内の他の事業場の設備もあわせて監督できることになっております。

電気通信主任技術者資格者証の種類は、ネットワークを構成する設備に着目して区分されております。

試
験

成
績

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能

進
級
卒
業

学
科
概
要

エネルギー管理士

電気工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（経済産業省）

問合せ先：一般財団法人省エネルギーセンター（<https://www.eccj.or.jp/mgr1/>）

エネルギー管理士とは、年間に使用するエネルギー量が、原油3,000キロリットル、電気1,200万キロワット以上の工場がエネルギー管理指定工場とされ、その工場において置くことが義務付けられている経済産業省認定の国家資格です。エネルギー管理士は、主に熱管理指定工場において業務を行う熱管理士と、電気管理指定工場において業務を行う電気管理士の二種類があり、それぞれエネルギー使用の際の合理化や省エネルギー化を推進することを業務としています。

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能

基本情報技術者試験・ITパスポート

電気工学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（経済産業省）

問合せ先：独立行政法人情報処理推進機構（<https://www.ipa.go.jp/>）

プログラマーやシステムエンジニアなど、IT業界に関わる技術者の基本的な知識や能力を証明する国家資格。情報処理技術者試験はコンピュータ関連では唯一の国家試験です。情報処理技術者試験の中で基本的なスキルを認定する基本情報技術者試験は、コンピュータ関連企業のみならず、一般企業においても高い認知度となっています。1969年に「第二種情報処理技術者試験」としてスタート後、急速に進展するIT革命に対応し、2001年4月から現在の制度に変更されました。

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能

毒物劇物取扱責任者

応用化学科

本学での取得：所定の単位取得により卒業と同時に取得できる資格

資格種別：国家資格（厚生労働省）

問合せ先：山口県健康福祉部薬務課

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/index.html>)

毒物劇物取扱責任者とは、毒物劇物を実際に取扱う上での安全確保について保健衛生上の危害の防止に当たる責任を持つ技術者です。

厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者は有資格者となるため、応用化学科の卒業生は対象となります。また、毒物劇物取扱責任者は、有資格者であるという証明書（ライセンス）の発行等はされないため、応用化学に関する学課を修了していることを証明するもの（卒業証明書や単位取得証明書など）が、毒物劇物取扱責任者の資格を有していることを証明するものに当たります。

なお、応用化学科以外の学生も、試験に合格することで資格を取得することができます。

危険物取扱者

応用化学科

本学での取得：所定の単位取得により受験資格を得る

資格種別：国家資格（総務省）

問合せ先：一般財団法人消防試験研究センター(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

危険物取扱者とは、化学工場、ガソリンスタンド、タンクローリー又は屋外に設置されているタンクなど一定数量以上の危険物の製造・取扱いがある危険物施設（製造所、貯蔵所または取扱所）などにおいて、危険物の取扱い・立合いを行うことができる危険物の専門家です。免状は甲種・乙種・丙種の種別があり、甲種では全種類の危険物を取り扱うことができます。

【受験資格】

- ①大学等において化学に関する学科等を修めて卒業した者
- ②大学等において**化学に関する授業科目を15単位以上修得した者（在学中に受験可能）**
- ③乙種危険物取扱者免状を有する者
- ④修士・博士の学位を有する者

【試験内容】

●甲種

- ・危険物に関する法令
- ・物理学及び化学
- ・危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

環境計量士

応用化学科

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（経済産業省）

問合せ先：一般社団法人日本環境測定分析協会（<https://www.jemca.or.jp/>）

化学分析の仕事を請け負う〇〇分析センターなどの多くは、計量法に基づき「計量証明事業所」として都道府県知事の登録を受けています。こういった「計量証明事業所」で計量管理の仕事に携わる有資格者が「計量士」。計量証明の事業区分には長さ、面積、体積、質量、熱量、濃度、騒音、振動レベルの8種類があり、次項のように計量士資格の区分に対応しています。

①環境計量士（濃度関係）

工場から排出されるばい煙、排水や環境（大気・水域）及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質等の測定及び計量管理

②環境計量士（騒音・振動関係）

プレス、送風機等の騒音源を有する工場や建設工事、道路（自動車）、鉄道、航空機の騒音の測定及び計量管理

③一般計量士

生産工場や百貨店・スーパーマーケットで使用される長さ計や質量計、体積計、温度計等の計量器の精度管理や測定計画の策定、実施等の計量管理

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能**【試験内容】**

①環境計量士（濃度関係）

環境関係法規及び化学に関する基礎知識、化学分析論及び濃度の計量、計量関係法規、計量管理概論

②環境計量士（騒音・振動関係）

環境関係法規及び物理に関する基礎知識、音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量、計量関係法規、計量管理概論騒音

③一般計量士

計量に関する基礎知識、計量器概論及び質量の計量、計量関係法規、計量管理概論

本学での取得：学科の学びと関連する資格

資格種別：国家資格（経済産業省）

問合せ先：一般社団法人産業環境管理協会（<http://www.jemai.or.jp/>）

公害防止管理者は、企業における公害防止の責任者で、公害を発生する施設あるいは防止する施設の運転および維持・管理、使用燃料や原材料の検査などをおこなう事業所には、この資格を有する人物が必要になります。公害防止管理者は、煤煙や汚水、騒音、振動など、発生する公害を法律で規制された範囲内にとどめるよう厳格に管理します。公害発生施設の区別により13種の種類に分かれます。

【受験資格】 制限なし。在学中に受験可能

【試験内容】 13種の試験区別により試験科目が異なります。詳細はHPで確認してください。